ラームの政治理論

النظام السياسي في الإسلام

イスラーム入門シリーズ

No. 8

ISLAMIC CENTER, JAPAN

イスラームの政治理論

目次

一、序……1
二、イスラームの原理……3
■預言者の使命……4
三、イスラーム政治理論の第一原理……19
四、イスラーム国家、その本質と特色……22
■イスラーム国家の目的……29
■イスラーム国家はイデオロギー国家である……32
五、カリフ職の理論とイスラームにおける
民主主義の本質……35
■個人主義と集産主義の間の釣り合い……40

一、序

ある特定の生活体系とイスラームを結びつけようとする傾向は、いつの時代にも、ある種の人々の間にあったことだ。今日「イスラームは民主主義である」と言う人々がいるが、それは「西欧的民主主義との間には相違がない」という意味を含んでいる。共産主義はイスラームの最新修正版に他ならず、ソ連共産主義の体験をまねることは理にかなっていると主張する人さえいる。さらにまた、イスラームは独裁的要素を持ち、そのため、アミール（指導者）に服従する儀式を復活させるべきだ、と囁く人もいる。これらの人々はイスラームの目的を誤解し、誤った情熱をもって努力するあまり、「イスラームは今日の社会的政治的思想や行為の要素をすべて含んでいる」と、必死に証明しようとする。この益もない話にふける大部分の人々は、イスラームの生き方について、はっきり理解してはいない。彼らはイスラーム的政治体制—その中にある民主主義、社会正義そして平等性の本分と本質—についての組織的研究をしなかったし、しようともしない。彼らは「群盲が象を評す」ようにイスラームを語る。さもなければ、イスラームを有力な政治思想の庇護を受けなければならない孤児かのようにみなすのだろう。イスラームについて弁解しようとするのはそのため

である。この態度は、劣等感に基づくもので、近代的政治体系と類似せず、現代のイデオロギーと一致しなければ、イスラームの名誉を守ることができまいという観念から来る。これらの人々はイスラームに大きな害をもたらした。イスラーム政治理論をまるで判じ物にしてしまった。イスラームを、何でも出てくる手品師の袋にかえてしまった。我々が直面しているのはかような知的窮状である。そのためでもあろうか「イスラームは独自の政治的経済的体系を持たず、どんな体系でも適合させることができる」とさえ言い始めた人々もでてきたのである。

この情況ではイスラーム政治理論を、その真の意味、性格、目的および重要性を把える方向で科学的にかつ綿密に研究することは必須である。そのような体系的研究だけが思想のこの混乱に終止符をうつことができ、また無知ゆえにイスラーム政治理論やイスラーム社会制度およびイスラーム文化といったものは存在しないなどと主張する者を沈黙させることができるのである。それはまた、この暗闇の世界が気づかぬまま無意識の内に渇望している一つの光明をもたらすことを願うものである。

二、イスラームの原理

まずはじめに、はっきりと理解しなければならないことは、イスラームは関連のない思想と、矛盾した行動様式の寄せ集めではないということである。それは一連の明確な公理に基づく、首尾一貫し、整備された総合機構である。イスラームの根幹となる教理も、細部の行動規定も、すべてその根本原理と論理的に結びつき、そこから引き出されている。人間生活の全域にわたるイスラームの規則や法律は、その精神において、根本原理の反映、敷衍、そして推論なのである。イスラーム的実生活と活動の様々の相は、ちょうど植物がその種子から芽を出すように、これらの根本的基礎条件から発生する。一本の木の枝葉が四方に拡がっても、そのすべては根につながったままで、根から養分を取り入れる。木の質や形態を規定するのは、あくまで種子や根であり、それはイスラームの場合にもあてはまる。イスラームのイデオロギーのどの側面の研究を志すにせよ、まず根の部分に近づき、その根本的原理を注視しなければならない。そうしてこそ、そのイデオロギーと明確な規定を深く正しく理解することができ、その精神と本質を把握することが可能であろう。

■ 預言者の使命

預言者の使命はイスラームを伝え、アッラーの教えを広め、この人間界の暗やみに神の光明を点すことである。これは人間が地球上に住みはじめてから、ムハムマド（彼の上に平安あれ）の登場に到るまで、引き続いて現われたすべての「神命をうけた預言者」の使命であった。実際に、すべての預言者の使命は、一致してイスラームを説くことであった。預言者ムハムマド（彼の上に平安あれ）はその最後に列したのである。彼をもって預言は終わり、彼に人間を導く最終の規約が、その最も完全な形で啓示されたのである。すべての預言者は啓示された指標を人類に伝え、「神の絶対的主権を認識し、神に心から従う」ことを要求した。これが各々の預言者に与えられた使命であった。

一見するとこの使命は、まことに単純であたりまえのことである。しかし神の絶対性やタウヒード（神格の単一性）の概念の論理的かつ実際的な意味を吟味すれば、真相は表面にあらわれているほど単純ではなく、非信仰者側に激烈な憎悪を引き起こし、かつ黒い敵意を抱かせ続けるほどの教義には、何か革命的なものがあるに違いない、とじきに諒解するであろう。預言者の長い歴史で、我々の心を最も強くうつのは、これら神の使徒が〃アッラーの他にイラーフ（信仰の対象）なし〃

と宣言する時はいつでも、悪の力が一丸となって彼らに挑むことである。もしそれが、礼拝の場で唯一神の前に額突くよう呼びかけるだけであって、聖なる礼拝場の外では支配者の意志に従い、それを実行するための完全な自由があるなら、支配者階級の側が、その忠実なる臣民の宗教的自由という、彼らの政府に対する態度とは無関係な小さな問題を、抑えつけるというのは愚の骨頂であったろう。よって、預言者とその敵対者の論争の真の問題点を探ってみることにしよう。

クラーンの多くの章句は預言者に敵対した非信仰者や多神教徒も、神が実在すること、彼が天と地と人類の唯一の創造者であること、自然の全体のメカニズムは神の指示どおりに動いていること、雨を降らし、風を起し、太陽、月、大地その他すべてを制禦しているのは神であることは否定しなかったことを明示している。

クラーンは言う

言え「大地とそこにあるよろずのものはたれのものであるか、おまえたちが知っているなら」かれらはきっと言うであろう「アッラーのものだ」と。言え「おまえたちはまだ留意しないのか」言え「七つの天の主、栄光にみちた至高の玉座の主は、たれであるか」かれらはきっと「アッラーだ」と言うであろう。言え「おまえたちは、なお畏れまつらないのか」よろずの事物の統御は、たれの手にあるか、万有を守護し、たれからも守護されぬ方はたれか、おまえたちが知っている

ならば」かれらはきっと「アッラーだ」と言うであろう。言え「それならおまえたちは、どうして惑わされたのか」（註一）

もしなんじがかれらに「たれが天と地を創造し、太陽と月を服従させるか」と問うならば、かれらはきっと「アッラー」と言うであろう。それならどうしてかれらは惑い去るのか。………もしなんじが、かれらに「たれが天から雨を降らせ、それで、死んでいる大地をよみがえらせるか」と、問うならば、かれらはきっと「アッラー」と、言うであろう。（註二）

もしなんじがかれらに「たれがかれらをつくったか」と問えば、必ず「アッラー」と言おう。それならかれらは、どうして真理から迷い去るのか。（註三）

クラーンのこの節は論争が神が実在するか否か、創造者であるか否か、天地の支配者であるか否かをめぐって、争われたのではなかったことを明らかにしている。人々は皆これらの真理を知っていた。すでに皆が受け入れていたことについて論争があったのではない。では、すべての預言者がこの呼びかけをした時に例外なく、直面した恐るべき敵対を引き起こしたのは何であったのかが問題となる。クラーンは非信仰者が自らの創造者として認める存在を、そのラッブ（主）として、またイラーフ（支配者にして立法者）として認めてはいても、この資格を他の誰にも与えないように

という、預言者の妥協を許さない命令をめぐって論争が展開していたことを述べている。しかし人々はすすんでは、預言者のこの命令を受け入れようとはしなかったのである。

さて我々は、この拒絶の真の原因とイラーフとラッブの意味は何であるのかを解こう。さらに預言者は何故アッラーだけがイラーフとかラッブとして承認され、認識されるよう主張したのか、また何故全世界は彼らの敵にまわり、この明らかに単純な命令に反対したのか。

アラビア語のイラーフという言葉は、下僕とか奴隷を意味するアブドという言葉から派生したマアブード（信仰の対象）を表象する。人間と神との間に存在する関係は（信仰する者）と（信仰される者）というものである。人間は神にイバーダを示し、彼のアブドの如く生きるのである。

イバーダとは単に、儀式あるいは礼拝の特殊形態を意味するのではない。それは継続的な主人に対する奴隷の生活を意味し、一者に帰依し辛抱強い服従の生活を意味し、一者に帰依し彼の主権を認めて頭をたれ、彼の命令に従い、彼の命令を遂行し、命令の中に含まれるすべての労苦や規律に快く従い、彼の前で自己を虚しくし、彼が要求するものを提出し、彼の命令することを受け入れ、彼を不愉快にさせるものには断固敵対すること—これらがイバーダ（信仰あるいは帰依）という言葉の真の意味である。人間の真のマアブード(信仰の対象)とは、このようにして信仰する対象なのである。

では、ラッブという言葉の意味は何か？　アラビア語で文字通りには、それは育くみ、元気づけ、取り締まり、そして仕上げる人を意味する。我々を育くみ、元気づけ、そして扶養する人は無条件に従うことを我々に要求できるということは、人々の倫理的意識からみて当然であるから、ラッブという言葉もまた支配者あるいは所有者の意味で使われる。このために財産（マール）の所有者に当たるアラビア語はラッブ・アル・マールであり、家（ダール）の所有者に当たるのはラッブ・アル・ダールである。人間のラッブとは彼が自らを育くみ保護してくれたとみなす人である。人間は彼から恩恵と義務を求め、彼に尊敬、前進、そして平和を期待し彼の不愉快をさけ、彼を自らの主あるいは支配者であると宣言し、そして最後に彼に帰依し従うのである。（註四）

これらのイラーフとラッブという二つの言葉の真の意味を心に留めておけば、人間のイラーフやラッブであると正当に主張できるのは誰であり、またそれゆえに帰依され、従われ、崇拝されることを主張できるのは誰であるかは容易に理解され得よう。木にせよ、石にせよ、川にせよ、動物にせよ、太陽にせよ、月にせよ、また星にせよ、そのどれをとってもそれらは、人間との関係においてこの地位を主張することはできない。自らの同胞との関係において神格を主張するのはただ人間のみである。神格への欲望は人間の心の中にのみ根づくことが可能である。神のように君臨し、服従を促し、うやうやしく額突かせ、それを栄達の手段とするのは、過度の権力欲と搾取欲からくる。

神を気どる喜びは、人間がかつて発見し得た何ものよりも魅惑的で人の心を動かす。権力、富、明晰さ、あるいは他の優れた能力を持つ者は誰でも、自らのもって生まれた固有の限界を越え、自らの勢力圏を拡げ、自らの同胞で比較的弱く貧しく、低能で、あるいは不完全な者に自らの神格を押しつけることに魅力を強く感ずるようになるのである。

かような神性志願者には二種類あり、したがって彼らは二つの異なった傾向の行為を採る。比較的大胆なタイプの人々、すなわち彼らの命令を被支配民に強制する手段を持ち、その結果として神格を直接的に要求する人々がいる。例えばファラオがそうである。彼は権力に酔い、自らの帝国を誇るあまりエジプトの民にこう宣言した。〝我は汝らの主であるぞ〟とか〝我は我以外に汝らにとってのイラーフを他に誰も知らない〟とか。預言者モーゼが、民の自由を要求してファラオに近づき、宇宙の支配者に身を委ねるように言った時、ファラオは自分は彼を投獄する権力を持っているゆえに、モーゼは自分をイラーフと認めるだろうと答えた。(註五) 同様に、預言者アブラハムと議論した王もいた。クラーンがこのエピソードを物語っている言葉に注目せよ。

アッラーが王権を授けたまえることから(高慢になり)、主についてアブラハムと議論した者を、なんじらは考えないか。アブラハムが「わたしの主は、生を授け、また死を賜う方だ」と、言ったとき、かれは「わしも、生を授け、また死を与える」と言った。アブラハムは言った「ア

ルラーは、太陽を東から登らせたもう、それでおまえは、それを西から登らしめよ」と。そこでかの不信者は当惑してしまった。(註六)

何故不信心な王が論争にまけたか？　彼は神の実在を否定したからではない。彼も神が宇宙の支配者であり、彼のみが太陽を昇らせまた沈ませるということは信じていた。論点は太陽、月、宇宙とかを制禦することではなく、人々を支配するということであった。すなわち誰が自然力を統禦するものとみなされるかではなく、誰が人間の帰依をうける権利があるかであった。彼は自らがアルラーであるとは主張しなかった。彼が実際に求めたのは、彼の臣民に対する権威の絶対性であり、それに対してどんな異論も投げかけさせないということであった。支配者としての彼の権威は挑まれるものではなかった。この主張は彼が権力を握っている事に基づいている。彼は臣民の財産あるいは生命について欲することは何でもできたのである。彼は臣民を死刑に処すにせよ救うにせよ絶対的な権力を持っていた。それゆえに彼は、アブラハムに自分を彼の主人と認め、彼に仕え、彼に従うよう要求したのである。しかしアブラハムが、自分は宇宙の支配者以外には従いも、仕えも、また受け入れもしないと宣言すると、王は当惑し、驚き、このような人物を彼の支配下に入れるすべを知らなかったのである。

ファラオやニムロドが発した神格への主張は、決して彼らだけのものではなかった。いついかなる時代の支配者も、このような主張をしていたのである。イランではホダー（支配者）とかホダーバンド（主）という言葉が、王の意味で一般に使われた。そして臣従を表わすすべての儀式は彼の面前で行なわれた。イラン人は王を宇宙の支配者すなわち神とはみなしていないし、また王が自らそれを象徴することもなかった。同様、インドの支配王朝は神の子孫であることを主張した。日種および月種王統は今日までよく知られている。ラージャはアン・ダータ（食物の供給者）と呼ばれ、人々は彼自身を神とは認めなかったが、彼の前にひれ伏したのである。同様のことが他のすべての諸国に今も昔もあった。

イラーフやラップに相当する言葉は今日でも各地の支配者を表現するのに使われる。これが慣例でないところでさえ、人々が支配者に接する態度はこれら二つの言葉に含まれる意味と似かよっている。神格を要求する人は自らをイラーフまたはラップと宣言する必要はない。人間集団を絶対的に統治する者、自分の意志を他人に押しつける者、人々を自らの目的のための用具とする者、ファラオやニムロドがその絶頂時に行使したように人々の運命を統禦しようとする者、これらはいずれも本質的に神格主張者である。その主張は暗黙のヴェールにおおわれ、言葉には表わされないが、仕え従う人々は彼らの神格を認めているのである。

直接的に自らの神格を認めさせようとするこれらの人々とは対照的に、自身をイラーフとかラッブと認めさせるための手段や権力を保持していないタイプの人々がいる。この者たちは狡猾で、人々の心を呪縛する術をこころえている。邪悪な手段を用いて精霊、邪神、偶像、墓、植物あるいは木にイラーフの性格を持たせ、これらの対象が人々に危害または幸福をもたらすとささやく。すなわち要求するものを恵み、祈祷に応え、周囲につきまとう諸悪から保護すると思わせてしまう。彼らは言う「もしそれらが満足するように努めなければ、汝らを飢え、疫病そして不幸におとし入れるであろう。だが、しかるべき方法で接し、支援を求めれば、汝らを援けにくるであろう。我々はどうすればそれらが静まり満足するかを知っている。我々だけが、これらの神格に接近する手段を示すことができる。それゆえに我々が優れていることを認め、我々が満足するように努め、汝らの生活、富そして名誉となるものを我々の責任に委ねよ」と。多くの愚かな人はこの罠に落ち入り、こうして偽りの神の庇護の下で司祭や聖堂守の神格や覇権が確立されるのである。

他には、同じ範疇に属する占い、占星術、運命判断、呪文、まじない等の技巧を使う者もいる。また、本当の神を信じながらも、一般の人々は直接神に接することはできないと主張する者もいる。彼らがその仲介者であり、人間の誕生から死に至るまでのすべての宗教的儀式は、彼らの手だけでとり行なわれるべきであると主張する。

その他にも、直接経典を与えられたと称する者さえいるが、彼らはその内容を公開せず、その意味もことさら難解にしている。自らを神の代弁者とし、許されること（ハラール）と禁じられること（ハラーム）を命令し始める。かくして彼らの言葉は法となり、その命令は神からのものとして、人々を服従せしめるのだ。これはバラモンや教皇権の源泉であり、太古の昔から今日に至るまで世界中至る所で様々の名称の下に様々の形態をとって、現われてきたものである。その結果、特定の家系、人種および階級はその意志や権威を大衆に押しつけることができた。

もし如上の角度から物事を眺めれば、世界のすべての邪悪や災いの根本原因は、直接的にせよ関接的にせよ、**人間が人間を支配する**ことにあると理解するであろう。これは人類の苦しみすべての根源であり、今日でもそれはそのまま、豊かな人間愛に言うに言われぬ不幸をもたらした災難や不徳行為の主たる根源である。神はもちろん人間の内情すべてに通暁している。しかしながら、人類は何千年の経験によって、人間は誰かを自らの神イラーフそしてラッブにし、生活の複雑で不可解な事態の中で、援助と指導を求め、その命令に従はねばならぬことを切実に自覚した。そしてもし真の神を信じないなら、その代りに、にせの神々が人間の思考や行為の場に入り込むことは、人類の歴史的体験によって確められている。真なる唯一神にかわって、多数の邪神、イラーフ、そしてラッブがあなた方を呪縛することも可能なのである。

今日でも人間は多くの邪神への隷属状態におかれている。ロシアあるいはアメリカ、イタリア、ユーゴスラビア、英国あるいは中国のどこにいても人間が人間を支配し、人間が人間を崇拝し、人間が人間を監視する状況はすこしも変わらず、人間はおおむねある党、支配者、指導者、あるいは集団、富豪等々の金縛りになっている。近代人は自然崇拝をやめたが、人間崇拝はいまも続けている。

結局どこを眺めてみても、ある国家が別の国家を支配していたり、ある階級が別の階級を従属させている。あるいはひとつの政治的集団が完全な主導権を握り、人々の運命の裁断者となっている。またある所では独裁者がすべての権力と影響力を掌中にし、勝手気ままにふるまう。どこでもイラーフなしでは生きられないのである。

このように人間が人間を支配し、人間が神の役割を演じるとき、その結果はどうなるだろう。それはいじわるで無能な人間が警視総監に任命されたり、無知で雅量の狭い政治家が総理大臣になったりする結果と同一である。「神格」の効力は酔わせるほど強く、この強力な飲み物を味わえば、自らを制禦することはできなくなる。たとえ自己制禦が可能であると仮定しても、神と同様のことを行なうために必要な広い知識、鋭い洞察力、絶対的公明正大、そして完璧な公平無私は常に人間の能力の及ばないところにある。専制政治、独裁政治、放縦な政治、不当な搾取といったものは人

間の人間に対する主権や支配権（イラーヒィヤとラブービィヤ）が確立されたときはいつでも登場するのである。人間の魂は不可避的に、その自由を奪われてしまう。また人間の理性や感性そして能力や素質は抑圧され、その人間性の固有の成長の発達が抑えられてしまう。聖なる預言者は実に正確にそれをみた。

全能の神曰く〝我は柔軟性のある人間を創造した。すると悪魔がやってきて、彼らの信仰を堕落させようとし、我が合法としたことを彼らに禁じてしまった。(註七)

すでに指摘したように、これが長い人類史の過程の中で人間がうけたすべての不幸や闘争の唯一の原因である。これが人間の進歩を真に阻害するのである。これは人間を人間たらしめ、動物から区別する価値のすべてを破壊しながら、人間の倫理的、知的、政治的、そして経済的生活の核心に食いこんでいる潰瘍である。これは遠い昔にもそうであったが、今日でもまたそうなのである。この恐ろしい病弊に対する唯一の救済策は、人間がすべての支配者を放棄し、また拒否し、全智全能の神が彼の唯一の支配者であり、主（イラーフとラッブ）であるとはっきり認めることである。これなくして人間の救済へ至る道はない。何故ならば彼が無神論者や異教徒になったとしても、彼はこれらの主人のすべて（イラーフやラップ）から自らを切り離すことはできないからである。

これは人間の生活の場で、様々な預言者によってその時々に成し遂げられた革命的改革であった。彼らは人間が人間を支配するのを廃止しようとした。彼らの真の使命は人間をこういった不正、邪神への隷属、人間が人間を専制支配すること、そして強者が弱者を搾取することから救うことであった。彼らの目的は度が過ぎている人々を、その本来の限度に押し戻し、抑えつけられている人々を本来の水準に引きあげるということであった。彼らは人間がその同胞の奴隷でもなく支配者でもなく、すべての人が真なる一者に帰依するような人間の平等に基づいた社会機構を発展させようとした。様々な預言者がこの世に伝えた啓示は同一である。すなわち、

わたしの人びとよ、アッラーに仕えまつれ、かれのほかに神はないのである。（註八）

これはまさにノアが言ったことである。これはまさにフードが宣言したことである。サーリフは同一の真理を確証した。シュアイブは同一の啓示をもたらした。そして同一の教理が、モーゼ、イエス、そして預言者ムハムマド（かれらに平安あれ）によって繰返され、確認された。最後の預言者ムハムマド（神の恵みと平安が彼の上にあれ）が言う。

わたしは一警告者にすぎない。唯一の方、抵抗できぬ方、アッラーのほかに神はないのである。天と地、ならびにその間のよろずのものの主、偉力者・寛容者であられる。（註九）

まことになんじらの主はアッラーであられる、かれは六日で天と地を、つくりたまい、それから玉座に鎮座したもう。かれは昼の上に夜をおおわせ、あわただしく相継がしめたまい、また日月群星を、かれの命に服させたもう。ああ、かれこそは、創造したまい統御したもう方ではないか。(註十)

それがアッラー、なんじらの主である。かれのほかに神はないのである。よろずのものの創造者であられる。それゆえかれに仕え奉れ。かれはよろずのことを管理したもう。(註十一)

彼らの命ぜられたことは、ただアッラーに仕えまつり、かれに忠順の誠を尽くし、信心を真正にし、礼拝の務めを守り、定めの喜捨をせよと、いうだけのことであった。(註十二)

言え、「経典の民よ、わたしたちとあなたがたの間の、共通のことばの下に来れ。わたしたちはアッラーにのみ仕え、何ものもかれに配しない、またわたしたちはアッラーをよそにして、ほかのものを主としてあがめぬ。(註十三)

これは人間の魂をその枷から解き放し、人間の知的なそして物質的な力を、それらをおさえつけている隷属の束縛から自由にした声明であった。それは彼らの背おいきれぬ重荷をとり除いた。それは彼らに解放と自由を真に許し与えるものであった。聖なるクラーンの次の言葉は、イスラーム

の預言者のこの驚くべき業績に言及している。
かれは、かれらの重荷を除き、かれらの上の束縛を解く。(註十四)

三、イスラーム政治理論の第一原理

アッラーの唯一性と至上性を信ずることは、預言者によって提案された社会的道徳的機構の基礎である。それはまさにイスラーム政治哲学の出発点である。イスラームの根本原理は、人間は個人としても全体としても至上権、立法権、そして他者への支配権のすべてを放棄しなければならないということである。何人も自らの権利で命令を下したりあるいは要求したりすることは許されず、また何人もそのような要求を遂行したり、そのような命令に従ったりする義務を受け入れてはならない。何人も彼自らの権威で法律を制定する資格はなく、何人もそれらを強制されることはない。この権利はアッラーのみに帰する。

大権はアッラーにのみ属し、かれ以外の何ものにも、あなたがたは仕えてはならぬと命じたもう。これこそ正しい教えである。(註十五)

心の中で言った、「わしらはこのことで、いったい何を得るのであろうか」言え「まことにこのことは、あげてアッラーに属するのだ」(註十六)

なんじらの口をついて出る偽りで、「これは合法だ、または禁忌だ」と、言ってはならぬ。(註十七)

もしアッラーが下したもうたものによらず、裁判するならば、かれは不信者である。(註十八)

この理論によれば、主権はアッラーに属する。彼だけが立法者である。誰でも、たとえ預言者であっても、他の人々にすべきこととすべきでないことを命令する権利はない。預言者自身も神の要求に従属する。

わたしは、ただわたしに啓示されることに従うのみである。(註十九)

他の人々は預言者が彼自らの命令ではなく、神の命令を宣言するゆえに彼に従うよう求められる。われがみ使いをつかわしたのは、ただアッラーの許しのもとに、すなおに帰依させるためである。(註二十)

これらの者はわれが、経典と権能と預言の天分を授けた者である。(註二十一)

アッラーが経典と英知と預言者としての天分を授けたもうた、一人間でありながら、あとになって、人びとに向かい「あなたがたはアッラーのほかに、わたしを崇拝せよ」とは言わぬ。むしろ「あなたがたは、主の忠実なしもべとなれ」と言う。(註二十二)

こうして聖なるクラーンに明示された以上の表現からひき出され得るイスラーム国家の主たる特徴は左記の如くである。

(1) 個人であれ、階級であれ、あるいは集団であれ、また国家の構成員の総体でさえも主権を主張することはできない。神だけが真の主権者である。他のすべては彼の下僕にすぎない。

(2) 神は真の立法者であり、絶対的立法権は彼にある。信仰者はまったく独自の法律に頼ることも、また神の制定したいずれの法も修正することはできない。たとえもしある法律を制定しようという欲求に、あるいは神の法の変更に皆が賛成していたとしても。(註二十三)

(3) イスラーム国家はすべての点で、使徒を通じて神が制定した法に基づかなければならない。かような国家を運営する政府は、神の法を施行するために設けられた政治的機構として存在するかぎりにおいて、国民の忠順を要求する資格がある。もしそれが神によって啓示された法律を無視すれば、その命令は信仰者を拘束する力を失う。

四、イスラーム国家、その本質と特色

今までの議論から、イスラームは政治哲学の観点からみて、世俗的な西欧民主主義のまさに正反対のものであるということが明らかである。西欧的民主主義が哲学的根拠としているのは、人民が主権を持つということである。そこではこのタイプの絶対的立法権—価値を決定したり、行為を規定したり—は人民の手にある。立法は彼らの特権であり、法律は彼らの好む意見と一致しなければならない。もしある特別法を人々が望めば、宗教的倫理的観点からみれば誤まっていても、それが法律全書に載せられるような手続きがとられる。もし人々がある法律を嫌い、その廃止を要求すれば、それが正義に基づく法であったとしても、それはただちに削除されてしまう。人間の決議を至高のものとする、このような考え方は、イスラームにはない。当然イスラームには、西欧的民主主義の影響など、いっさいあり得ない。イスラームはすでに説明したように、人間に主権があるという哲学を完全に廃棄し、その政治形態を神に主権があり人間は代理職（ヒラーファ）にあるということに基づいて構築するのである。(註二十四)

イスラームの政治形態に最もふさわしい名称といえば、〝神権政治〟と言い表わされうる〝神の

国〟であろう。しかしイスラームの神権政治はヨーロッパの司祭階級が思いのまま、神の名の下に彼らが作った法を施行し、かくて事実上それ自身の神格と神性を一般大衆に押しつけた西欧的神権政治とは全く異なるものである。(註二十五) かような統治機構は聖というよりも悪魔的である。これに対しイスラームによって構築された神権政治は何らの特殊な宗教的階級によって支配されているのではなく、身分の高いものも低いものも含めたムスリムの全共同体によって運営されている。全ムスリムは経典と使徒の慣行に基づいて国家を運営する。もし私が新しい用語を造ることを許されるならば、この統治機構を〝神権民主主義〟すなわち神の民主政体といい表したい。というのも、そこではムスリムは神の主権の下に限られた人間的主権を与えられているからである。この統治機構下での行政部はムスリムの全体意志によって設置され、また廃止される。シャリアに明らかな指図がみられない行政上の事柄や問題のすべては、ムスリムの間の意見の同意によって解決される。イスラーム法について正しい意見を与えることができ、またその資格のあるすべてのムスリムは、必要な時に神の法を説明することができる。この意味でイスラーム的政治形態は民主主義である。しかしすでに説明したように、神あるいはその使徒の明確な命令がすでに存在する場合には、ムスリムの指導者にせよ、政令発布者にせよ、宗教学者にせよ、独自の判断を下すことができず、一人一人が平等である世界のムスリムの全体の意志でも、それを変更する権利はないという意味で、そ

れは〝神権政治〟である。

先に進む前にイスラームでは民主主義が、なぜ制限されたのか、そしてその制限され抑制された本質は何かについて一言説明しておきたい。神は与える保護の代償として、人間の精神や知性の自由を奪ったと一般には言われている。私の答えはこうだ、神は人間の自由を奪うためではなく、まさにその自由を保護するために彼自体に立法権を保持しているのだ。神の目的は人間が迷ったり、自ら滅亡を招くのを救うことなのである。

いわゆる西欧的世俗的民主主義を少し分析してみれば、この点はたやすくわかるであろう。この民主主義は人民の主権に基づかれていると言われる。しかし周知のように国家を構成する人々のすべてが立法や行政に携わるのではない。彼らは自ら選出した代表者に自らの主権を委任しなければならず、後者は彼らに代って法律を制定し施行する。このために選挙制度が作られた。しかし政治と宗教が分離され世俗化した結果、社会特にその政治的な部分は道徳や倫理にはそれほど重きをおかなくなった。これはまた富、権力、そして人を欺くような宣伝によって、大衆を騙すことができる人々だけが最高位に立つということでもある。これらの代表者は一般大衆の投票により権威を装い、主権（イラーフ）の地位を獲得する。彼らはしばしば法を制定するが、それは彼らを選んでくれた人民の最大の利害のためにではなく、彼ら自らの党派的・階級的利害を伸張させんがためなの

である。彼らは自らが支配している人々から委任されている権威の力で、人々に自らの意志を押しつけるのである。これは英国やアメリカ、そして世俗的民主主義の安息所であると主張している国すべてにおいて、人々を取り巻いている状況なのである。

たとえ我々が事態のこの側面を大目にみ、これらの国の法は人民大衆の希望に従って制定されることを認めたとしても、人民大衆の大部分には自らの真の利害を知ることができないことは経験によってわかりきっている。人間が生活に関する事柄の大部分で、現実のある一つの側面のみを考慮に入れ、他の側面を見失なうのは人間の自然の弱さである。人間の判断は通常一方に偏り、重要な事柄を公平に科学的理性の客観性をもって判断することは、きわめて稀で情緒や欲望によって動揺させられている。おうおうにして人間は理性の申し立てを、単にそれが感情や欲望と相容れないというだけで拒否するのである。私はこの主張を擁護するために、多くの例をひくことができるが、冗長を避けるために一例だけ、すなわちアメリカの禁酒法をあげることにとどめよう。飲酒は健康に害があり、精神的知的能力に有害な影響を及ぼし、そして人間の社会に無秩序をもたらすことが理性的に論理的に立証されている。アメリカ人はこれらの事実を認め、禁酒法の制定に同意した。従って法は投票で大多数の支持を得て承認された。しかしそれが実施されると、それに賛成投票したまさにその人々がそれにそむいた。悪質の酒が非合法に製造され消費され、それらの利用と消費

量は以前にもまして増大した。犯罪の数も増加した。そして結果的に、飲酒は以前その禁止に賛成投票した人々の支持を得て合法化された。大衆の考えがこのように急激に変化したのはいかなる新しい科学的発見でも、あるいは禁止の利点をくつがえすような証拠を提供する新しい事実の発見の結果でもなく、人々は完全に自らの習慣のとりこになっており怠惰にふけるのをやめられなかったからである。彼ら自らの主権を自らの中にある邪悪な精神に委ね、彼ら自らの欲望と情熱を自らのイラーフ（神）とし、その呼び声に応じて、彼らは皆その合理性と正当化を確信したうえで承認したまさにその法律を廃止することに賛成したのである。他に人間が絶対的立法者たる任にたえないことを証明する同様な例がたくさんある。たとえ彼が他のイラーフに仕えることは完全に逃れるとしても、彼は自らの下級の感情の奴隷となり、自身の中にある悪魔を主権者の地位に昇格させるのである。人間の自由を制限することはそれが適切であり、また人間からすべての選択権を奪わないという条件ならば、人間自体の利害関係の中では絶対に必要なのである。(註二十六)

そんなわけで、神はイスラーム的術語で神の制限(フドゥード・アッラー）とよばれる制限を制定したのである。これらの制限は一定の原則、抑制、均衡、および日々の生活や行動の異なる分野での特別の規制からなっており、それらは人間が調和のある平穏な生活が送れるように規定された。それは広い枠組の設定であり、その枠の中で人間は自由に規則をつくり、また自らの問題を決定し

たり、自らの行動のための補助的な法律や規定の枠をつくることができる。この制限を超えることは人間には許されず、もし超えれば、その人生の設計は失敗に終ることになろう。

人間の経済生活を例にしてみよう。この分野でも、神は人間の自由に一定の制限を設けた。私的所有権は認められているが、それはザカート（救貧税）を支払う義務と利息の取り立て、賭け事、投機をしないことを条件としている。財産所有者が死んだ場合、親戚縁者間での財産の分配に関しては相続法が規定されている。そして富の獲得、蓄積、および消費のうちある形態のものは非合法とされた。人々がもしこれらの制限枠内で、これらの正当な制限を遵守し人事を統制すれば、一方で彼らの個人的自由は適切に保護され、他方で資本家の抑圧と共に始り、労働者階級独裁で終わるという階級闘争やある階級が他の階級を支配するといった可能性が、完全にかつ丁度いい具合に取り除かれるのである。

同様に家庭生活の分野においては、神は無制限な性の交合を禁じ、適性ある男が婦人を保護すること、すなわちパルダを規定し、さらに夫、妻そして子供の権利をはっきり定めた。条件付き複婚は認められているが、離婚や別居についての法ははっきり定められ、密通と姦淫の誣告に対する罰則が規定された。神はこうして、もし人間に守られれば、彼の家庭生活を安定させ、それを平和と幸福の安息所とするような制限を規定した。そこでは家庭生活を暴虐や圧制の地獄と化す男が女を

専制支配するというようなことはないだろうし、人類文明を破壊する憧れのある女性の解放とその地位を認めるための西欧での悪魔的な運動もないだろう。

同様にして、人間の文化や社会の保存のために、神はキサース（報復）の法を制定し、強盗にはその手を切断することを命じ、飲酒を禁止し、人間が裸体を露わにするのを制限し、他の若干の同様な規則や法律を規定することによって、社会の無秩序の芽をたち切った。私はあなた方に、神の制限のすべてを一覧表にして示したり、それらの各々が人生の釣合いや安定を維持するためにいかに必須のものであるかを詳しく示すための時間は与えられていない。私がここでとくに訴えたいことは、これらの指図を通じて、神は人間に対して行為の永久不変の規範を供給したことと、それは彼から本質的な自由をいささかも奪うものではなく、また彼の精神的能力の刃を鈍らせるのでもないということである。それどころか、それは人間の前途にまっすぐで明白な道を示しており、その結果、人間は自らの生来の無知や弱さのために破滅の迷路の中で自らを見失うことなく、またその能力を邪悪な目的の追求に浪費するかわりに、この世と来世での成功と進歩に向う道を行くことができるのである。山岳地方のくねった山道では、旅行者が誤って深い谷底に落ちないように柵がつけられ、保護されていることに気づくであろう。この柵は旅行者の自由を奪うものであろうか。否、旅行者を破滅から守るため、前方の危険な曲り角を警告し、目的地に到る道を示すためにある。そ

れはまさに、神が啓示した法において制定した制限（フドゥード）の目的そのものである。これらの制限が、人間が人生の旅においてとるべき方向を決定する。それらは曲り角では彼を導き、通過させ、彼が手堅く従うべき安全の道を指し示すのである。

私がすでに述べたように、この規範は神によって制定されたゆえに変更できぬものである。あなた方も、あるムスリム諸国がした如く、それにそむくことはできる。しかしそれを変更することはできない。それは最後の審判の日まで不変のままであろう。それはそれ自身の成長や発達の道をもち、人間にはそれに変更を加える権利は少しもない。イスラーム国家が成立する時はいつでも、この規範がその基本的法体系を構成し、立法の第一の源となる。ムスリムであり続けたい者は誰でも、イスラーム国家の基本法を構成するクラーンやスンナに従う義務がある。

■ イスラーム国家の目的

クラーンやスンナに基づいて形成された国家の目的もまた、神によって規定されている。クラーンにいう。

実にわれは種々の明証を授けて諸使者をつかわし、またかれらと一緒に、経典の正邪のはかり

を下した。それは人びとをして正義のために立ち上がらせるためである。またわれは鉄を下した、
それには偉大な力があり、また人間のために種々の便益を供する。(註二十七)

この節においては、鉄は政治権力を象徴しており、また預言者の任務は、健全な生き方を明確に示す経典の中の神の基準に従って、「社会主義が保証される状態」をつくりだすためのものであることを明らかにしている。経典の他の個所で神はいう、

かれらがもし、われが地上に支配権を確立した者たちで、礼拝の務めを守り、定めの喜捨をなし、人びとに正義を命じ、邪悪を禁ずる者であるならば、(註二十八)

なんじらは、人類につかわされた最良の教団である。なんじらは正しいことを命じ邪悪なことを禁じ、アルラーを信奉する。(註二十九)

聖なるクラーンによって視覚化された国家の目的は否定的でなく、積極的であることはこれらの節を熟考してみれば明らかであろう。国家の目的は、単に人々が互いに搾取し合うのを防いだり、彼らの自由を保護したり、また国民を外国の侵入から守ったりすることばかりではなく。それはまた神によって、その聖なる経典の中で示された社会正義のための調和のとれた機構を展開させ、発

展させることを目的としている。その目的は悪のあらゆる形態を根絶し、聖なるクラーンの中で神によって明白に言及されたあらゆる徳や美質を奨励することである。このために政治権力は、必要のある時、いつも利用されねばならぬ。宣伝や平和的説得のためのあらゆる手段が採用されねばならない。人々の道徳教育も始めねばならない。社会の影響力も世論の力もそのために利用されねばならない。

イスラーム国家は普遍的であり、かつ包括的である。こういう国家は、その活動範囲をはっきりと限定することはできない。その活動範囲は人間生活全体と同一の広がりをもつ。それは生活や活動のすべての相を、その道徳的規範と社会改革のための計画に沿って形づくろうとする。このような国家ではどんな領域の問題でも、それを個人的なあるいは私的なものとすることは誰もできない。この側面から考えると、イスラーム国家はファシストや共産主義者の国家と似かよっている。しかしその包括性にもかかわらず、それは現代の全体主義や独裁主義の国家とは根本的に異なったものであるということをじきに理解するであろう。そこでは個人の自由は圧迫されないし、また独裁主義の形跡もない。それは中庸の道を示し、人間社会の発展の最高段階を現わす。イスラーム的統治機構を特徴づける優れた調和と節度およびその中での正と悪の正確な区別は、このような均衡ある機構は全智全能の神以外では誰にも案出しえなかったであろうという感嘆と承認を正直で知的

な人々すべてからひき出すのである。

■ イスラーム国家はイデオロギー国家である

イスラーム国家のもう一つの特徴は、それがイデオロギー国家であるということである。イスラームにおける国家とはイデオロギーに基づいており、その目的はイデオロギーを達成することであるということはクラーンやスンナを注意深く考察してみれば明らかである。国家は改革のための手段であり、そのように行動しなければならない。この国家はそれが基づいているイデオロギーとそれが執行するようまかせられている聖法を信ずる人々によってのみ運営されるべきだということはイスラーム国家のまさにこの本質が規定している。イスラーム国家の支配者は、その全生活がこの聖法の遵守と施行に向けられ、その革新的プログラムに賛同し信じておりなおかつ完全にその精神を理解し、その細部に通じている人々でなければならない。イスラームは、この点において地理的、言語的あるいは膚の色の制限をもうけない。それはすべての人々の前に、その規範やその改革のための計画を示す。このプログラムを受け入れる人は誰でも、彼の属する人種、民族、あるいは国家が何であれ、イスラーム国家を運営する組織に参加することができる。しかしそれを受けいれない

人々は国家の根本的政策を作成することに口をだす資格はない。彼らは非ムスリム市民（ズィンミー）として国家の内部に住むことはできる。イスラーム法は彼らに特定な権利を与えている。ズィンミーの生命、財産、そして名誉は充分に保護され、もし彼が何らかの社会奉仕をすることができるならば、それは受け入れられる。しかし彼はこのイデオロギー国家の根本政策に影響を及ぼすのは許されない。イスラーム国家は特別なイデオロギーに基づいており、それを導くイスラームのイデオロギーを信ずる共同体である。ここで再び我々はイスラーム国家と共産主義国家の間にある種の類似があることに気づく。しかし共産主義国家が反体制の綱領やイデオロギーをもつ人々を扱う姿勢はイスラーム国家の姿勢とはまったく異なる。共産主義国家と違い、イスラームはその社会的原理を武力によって他人に押しつけない。またその財産を没収しないし、人々を大量処刑したり、シベリアの奴隷キャンプへ追放したりすることによって恐怖政治を招くこともしない。イスラームはその少数民族を根絶しようとはせず、その保護を望み、彼らが自由に自己の文化に従って生きるようにはからう。

イスラームがイスラーム国家の中で、非ムスリムに与えた寛容で正義の処遇や、正と不正、そして善と悪の間にイスラームが設けた明確な区別はイスラームに偏見をもたないすべての人々に、神によって派遣された預言者は歴史の舞台のここそこに気どって歩く虚偽の改革者とは著しく異なっ

た方法で任務を達成しようとしたと確信させるであろう。（註三十）

五、カリフ職の理論とイスラームにおける民主主義の本質

さて私はイスラーム国家の構成と構造について簡単に説明しようと思う。私はイスラームにおいては神のみが真の主権者であることをすでに述べた。この基本的原理を心にとめて、神法を地上で施行しようとする人々の立場について考察すれば、彼らは主権者の代理者とみなされるのは当然である。イスラームはこの代理者という立場を彼らに与えた。聖なるクラーンはいう。

アルラーは、なんじらのうち信仰して善い行いにいそしむ者には、なんじら以前の者に継がせたように、この地を継がせることを約束したもうた。

この節は、はっきりとイスラーム国家理論を説明する。そこから二つの基本的問題が現われる。
一、第一はイスラームは主権者のかわりに代理職（ヒラーファ）という言葉を使うことである。イスラームによれば主権は神だけに属する。従って神法に則って権力をもち支配する者は主権者の代理人であり、彼に委任されたもの以上の力を行使する権力を与えられてはいない。
二、その節で述べられている第二の点は、地上を支配する権力は信徒の共同体全体に与えられた

ということである。ある特定の個人や階級が、その地位に就くなどとは述べられていない。したがって信仰者がカリフたりうる。神によって信仰者に与えられたカリフ職は一般の人々のものであり、限られたものではない。特定の家系、階級、あるいは人種のためのものではない。すべての信仰者はその個人の資格において、神の代理人である。この地位のために、彼は個人的に神に責任を負う。聖なる預言者はいう〃汝のうち誰もが支配者であり、誰もがその臣下に責任がある〃と。このように、あるカリフが他のカリフに劣るということはない。

これがイスラームにおけるデモクラシーの真の基礎である。以下の問題点は、一般の人々が行なう代理職の概念を分析してみた結果である。

(a) 誰もが神のカリフであり、このカリフ位に平等に参加する資格がある社会では、家柄や社会的地位の相違に基づく階級分裂はあり得ない。この社会では、すべての人が平等な地位と身分を享受する。この社会体制においては、優れていることを判断する唯一の基準は個人の資質と人格である。これは聖なる預言者によって繰り返し主張されたことである。

信仰と敬虔という点以外では、誰も他に優れることはない。すべての人間はアダムの子孫であり、アダムは粘土からつくられた。

アラブが非アラブより優れていることもないし、また非アラブがアラブより優れていることも

ない。敬虔という点以外では、白人も黒人にまさっているということはない。黒人もまた白人にまさっているということもない。

メッカ征服以後、全アラビアがイスラーム国家の支配下に入った時、古代インドのバラモンのような地位をアラビアで享受していた彼の部族の成員に、聖なる預言者はいった。

クライシュの人々よ、アッラーは汝らが無明時代に傲慢であったことおよび祖先を尊崇することを根絶した。人々よ、汝らは皆アダムの子孫であり、アダムは粘土からつくられた。祖先の中には誇りにするものは何もない。アラブが非アラブに対してとりえがあるとか、非アラブがアラブに対してとりえがあるということはない。神の目からみれば、汝らのうちで最も賞賛に値するのは最も敬虔な者である。

(b) かような社会では、個人であれ、集団であれ、個人の資質の成長をさまたげ、その個性の発展を遅らせがちな家柄、社会的地位、あるいは職業のための差別はない。すべての人が平等に進歩の機会を享受する。生まれつきの資質と個人的長所に応じて、他人にも同様の権利があることを認めつつ、できるだけ進歩するための道はひらかれている。こうして個人

の未来に無制限に眺望がひらけているというのは、イスラーム社会の純正さを証明するものである。奴隷やその子孫が軍事官吏や地方の総督として任命され、最も高い家系に属す高貴な人が、恥を感じることなく彼らに仕えたのであった。靴を縫い修繕していた人たちが、その社会的地位が上昇し、最も高い階層のリーダー（イマーム）になった。織工や布地売りが裁判官（ムハディ）や法律学者になった。今日では彼らはイスラームの英雄として認められている。聖なる預言者はいう。

たとえ黒人が汝らの支配者として任命されても従え。

(c) かような社会では、すべての人が神の代理人であるから個人あるいは集団が独裁者になる余地はない。個人であれ集団であれ、大衆から彼らのカリフになる権利を奪い、絶対的支配者になる資格はない。国事を遂行するために選出された者の立場はこれ以上のものはない。すなわちすべてのムスリム（学術的に言えば神のすべての代理人たち）は行政的目的のために彼らのカリフ位を選出者に委任しているのである。彼は一方では神に責任があり、他方では彼らに自らの権威を委任した彼の同胞のカリフたちにも責任がある。今もし彼が無責任な絶対的支配者、すなわち独裁者になれば、彼はカリフというより強奪者の性格をもつことになる。なぜなら独裁権は一般の人々のカリフになる権利を否定することにより生ずるからである。疑いなくイスラーム国家は包括的国家であ

り、その範囲内に生活のすべての分野を含む。しかしこの包括性と普遍性はイスラームの支配者が遵守し施行しなければならない聖法の普遍性に基づいている。神により生活のすべての相について与えられた指針は、そのまま確実に施行される。しかしイスラームの支配者はこの教示からはずれたり、自ら統制する政策を採ることはできない。彼は人々を特定の職業に就かせたり、就かせなかったり、特定の技術を学ばせたり学ばせなかったり、特定の文字を使用させたりさせなかったり、一定の衣服を着せたり着せなかったり、ある方法で彼らの子供を教えたり教えなかったりすることはできない。

ロシア、ドイツ、そしてイタリアの独裁者が専有し、あるいはトルコでアタ・チュルクが行使した権力はイスラームではそのアミール（指導者）に与えられたことはなかった。

この他に重要な点は、イスラームにおいては各国人は個人的に神に責任があるとされているということである。この個人的責任は他の誰とも共有しえない。よって個々人は好きな道を選び、生まれつきの資質にあう方面で自らの能力を発展させる自由を十分に享受する。もし指導者が彼を妨げたり、彼の個性の成長をじゃましたとしたら、指導者はこの暴政のため自ら神罰をうけるであろう。従って聖なる預言者とその後のカリフの支配においては、統制の形跡がすこしもないのである。

(d)　そのような社会では、すべての正常で成人のムスリムには男も女も自分の意見を表わす資格

がある。何故なら、彼らは各々カリフになる資格があるのだから。神はこのカリフ位に条件をつけた。それは富や能力を基準としたのではなく、信仰や正しい行為を条件として。それですべてのムスリムは平等に自らの意見を言う自由をもっているのである。

■ 個人主義と集産主義の間の釣り合い

イスラームは一方でこの最上の民主主義を確立しようとし、他方で国家の健全のために悪影響のあるある種の個人主義を断ち切った。個人と社会の関係は個人の人間性が減損されたり、共産主義やファシストの社会体制におけるように腐敗させられたりすることなく、また個人は西欧の民主主義で共同体に害を与えるとは異なり、その限度を越えることを認めない程度に規定された。イスラームにおいては、個人の生活の目的は共同体の営みのそれ、すなわち神法を実施し、執行し、そして神の満足を得ることと同一である。イスラームは個人の権利を保護し、その上で共同体に対する一定の義務を課す。こうして個人主義と集産主義の求めるものはよく調和し、個人はその潜在力を発展させる機会を十分に与えられ、その発展させた資質を共同体全体に奉仕するために使用することが可能となる。

要するにこれがイスラーム政治理論の根本原理であり、本質的特徴なのである。

本論は著者の『 Islamic Law and Constitution 』から採択された。それはもともと一九三九年、十月、ラホールのパンジャブ大学で催された大学院生と学部学生の集まりに提出された論文である。——編者

註

1. クラーン第二十三章八十四節～八十九節。
2. 同、第二十九章六十一節、六十三節。
3. 同、第四十三章八十七節。
4. イラーフ及びラッブの意味や概念をめぐっての詳細な議論については以下を見よ。Abūl A'lā Maudūdī, Qur'ān kī chār Bunyādī Istilāhen。（クラーンの四つの基礎用語）、ラホール。
5. クラーン第二十六章二十九節、第二十八章三十八節、第七十九章二十四節。
6. 同、第二章二百五十八節。
7. ハディース・クドゥスィー。
8. クラーン第七章五十九節、六十五節、七十三節、八十六節、また、第十一章五十節、六十一節、八十四節。
9. 同、第三十八章六十五節～六十六節。
10. 同、第七章五十四節。
11. 同、第六章百二節。
12. 同、第九十八章五節。
13. 同、第三章六十四節。
14. 同、第七章百五十七節。
15. 同、第十二章四十節。

16. 同、第三章百五十四節。
17. 同、第十六章百十六節。
18. 同、第五章四十四節。
19. 同、第六章五十節。
20. 同、第四章六十四節。
21. 同、第六章八十九節
22. 同、第三章七十九節。
23. ここでは立法の絶対権が議論されている。イスラーム政治理論においてはこの権利は、アルラーだけに属する。シャリーア自体によって規定された人間による立法の範囲と程度に関しては、Mawdudi, A.A., 憲法 Islamic Law and Constitution」第二章の「立法とイスラームにおけるイジュティハード Legislation and Ijtihad in Islam 」及び第六章「イスラーム国家の第一原理 First Principles of Islamic State.」をごらん願いたい。——編者」
24. ここでは、「哲学としての民主主義」と、「機構の一形態」としての民主主義は同一のものではないことが明らかに理解されなければならない。機構の形態では、イスラームは以下の頁で説明されるように独自の民主主義制度を持っている。しかし、哲学としては、イスラームと西欧的民主主義は根本的に異なり、むしろ対立する。——編者。
25. 神権政治‥神（あるいは神格）が王あるいは直接的支配者として認められている統治の一形態、彼の法は

王国の法令全書とみなされ、これらの法は通常、彼の大臣及び代理人として司祭階級によって執行される。従って（広義には）神の任務を主張する司祭階級による統治制度である。『ショーター・オックスフォード辞典 The Shonter Oxford Dictionary』、二巻、オックスフォード、一九五六年、

26. しかし問題は誰がこれらの制限を設けるのだろうか。イスラームの立場によると、それは人間の自由を抑制する資格のあるアッラー、創造者、培養者、全能者だけであり、他の誰でもない。もし誰かがかってに人間の自由を抑えつけようとすれば、それは純粋で明白な独裁政治である。イスラームにはこのような独裁政治の余地はない。——編者。

27. クラーン第五十七章二十五節。

28. 同、第二十二章四十一節。

29. 同、第三章百十節。

30. この論文は一九三九年に書かれ、その中では著者は、問題の理論的側面だけを扱った。彼の後の論文では実際面も同様に議論されている。「イスラーム国家における非イスラームの権利 Rights of Non-Muslims in Islamic State」についての彼の研究論文において（『イスラーム法と憲法 Islamic Law and Constitution』第八章、三一六〜三一七を見よ）彼はこう書いている。しかしながら、近代的概念の議会あるいは立法府に関して言うと、それは伝統的意味におけるシューラーとは著しく異なっているが、この規則でも、下記のことが憲法の中で十分に保証されたことを条件にして、非ムスリムがその成員になるのを認めるぐらいの寛大さはありえた。

(i) クラーンやスンナに矛盾するいかなる法を制定することも、議会や立法部の越権であること。
(ii) クラーンとスンナは、国家の公法の主要な淵源であること。
(iii) 国家の首長あるいは承認された権威者は必ずムスリムであること。これらの規定が確証されたうえで、ムスムリの活動範囲は、国の一般的な事柄あるいは当該の少数民族の利害問題に限られ、かつ、彼らが参加することによってもイスラームが根本的に要求するところは損われないこと。
　非ムスリムは、国家のイデオロギー政策が影響されうるような重要なポストに就くことはできないが、一般的行政ポストを占めることができ、国家に仕えることができる。

31. クラーン第二十四章五十五節。

イスラーム諸団体住所録

イスラミック・センターの諸刊行物を御希望の方は、左記の諸団体並びに人々に御連絡下さい。なお毎週東京と神戸のモスクにおいて、集会礼拝を昼の十二時半より行なっております。ふるって御参加下さい。

東京

○東京イスラーム　マスジット（礼拝堂）
東京都渋谷区大山町1の19　〒151

○日本ムスリム協会　03（370）3476
東京都渋谷区代々木1の24の4　〒151

○ムスリム学生協会（日本）　03（467）3521
東京都目黒区駒場4の5の29　留学生会館　〒153

○イスラミック・センター　ジャパン　03（460）6169
東京都世田谷区北沢4の33の10
長興マンション2F　〒155

○イスラーム文化協会　03（467）2036
東京都渋谷区富ケ谷2の13の22　〒151

○日本イスラーム教団　03（209）2988
東京都新宿区歌舞伎町16　ロイヤルクリニックビル内　〒160

○日本イスラム団体協議会（代表斉藤積平）
東京都国立市中2の22の34　〒186

○イスラーム　ウェルフェア　コー　〒110
03（833）5991
東京都台東区東上野2の23の8
アルラーフ　アクバル　フタバビル

○早田　穣（イブラヒーム）　0474（23）0170
千葉県船橋市飯山満町1の100の13　宇和食品　〒274

○小林　寅雄（カリーム）　02676（2）2400
長野県佐久市大字中込331　小林畜産　〒384-01

京都

○日本イスラーム友愛協会　075（642）1346
京都市伏見区深草西浦町4の36　築山享設計事務所　〒612

神戸

○神戸イスラーム　モスク　078（231）6060
神戸市生田区中山手通り2－57　〒650

徳島

○徳島鳴門ムスリム協会
木場　公男（カーリッド）　08868（6）3077
徳島県鳴門市撫養町北浜96　〒772
坂井　積（オマル）　0886（44）0338
徳島市一の宮町西丁　〒771-31

仙台

○真壁　良治（アブダラカリーム）
0222（71）4314
宮城県仙台市国見2の7の17　東北鳥獣剥製社　〒980

名古屋

○市川　宏（タハ）　052（623）0033
名古屋市緑区潮見が丘3の43　〒458

広島

○上野谷　太郎（オスマン）　0829（21）1473
広島県佐伯郡五日市町三宅236　〒738-08

金沢

○日本イスラーム青年同盟　0762（44）7019
金沢市泉本町1の7の2　泉屋書店　〒921

北海道

○ムスリム協会
札幌市東区本町十条6の1の20
小林　011（781）8343
神谷　011（641）0858